

大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号から第4号までの規定中「第35条まで」を「第34条まで、第35条」に改め、同条第5号中「から第35条まで」を「、第34条、第35条」に改める。

第4条第2号から第4号までの規定中「第35条まで」を「第34条まで、第35条」に改め、同条第5号中「から第35条まで」を「、第34条、第35条」に改める。

第6条の次に次の3条を加える。

（共生型居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第6条の2 法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同項第2号の指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条及び第6条の4に定めるもののほか、指定居宅サービス等基準第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる共生型居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 共生型訪問介護（指定居宅サービス等基準第39条の2に規定する共生型訪問介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第39条の2並びに指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する指定居宅サービス等基準第4条、第5条（第1項を除く）、第6条、第8条から第27条まで、第28条第1項及び第3項、第29条から第38条まで並びに第39条第1項
- (2) 共生型通所介護（指定居宅サービス等基準第105条の2に規定する共生型通所介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第105条の2並びに指定居宅サービス等基準第105条の3において準用する指定居宅サービス等基準第8条か

ら第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第34条まで、第35条から第36条の2まで、第38条、第52条第1項、第92条、第94条、第95条第4項、第96条から第104条の2まで及び第104条の3第1項

- (3) 共生型短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第140条の14に規定する共生型短期入所生活介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第140条の14並びに指定居宅サービス等基準第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から第34条まで、第35条から第38条まで、第52条第1項、第101条、第103条、第104条、第120条、第122条、第125条から第139条まで及び第139条の2第1項

（共生型居宅サービスに係る管理者の責務）

第6条の3 共生型居宅サービスの事業を行う者（以下「共生型居宅サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる共生型居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 共生型訪問介護 指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第27条まで、第28条第3項、第29条から第38条まで及び第39条第1項
- (2) 共生型通所介護 指定居宅サービス等基準第105条の3において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第34条まで、第35条から第36条の2まで、第38条、第96条から第104条の2まで及び第104条の3第1項
- (3) 共生型短期入所生活介護 指定居宅サービス等基準第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から第34条まで、第35条から第38条まで、第101条、第

103条、第104条、第125条から第139条まで及び第139条の2第1項

(共生型居宅サービスに係る記録の整備)

第6条の4 共生型居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる共生型居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する共生型居宅サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 共生型訪問介護 指定居宅サービス等基準第39条第2項各号に掲げる記録
- (2) 共生型通所介護 指定居宅サービス等基準第105条の3において読み替えて準用する指定居宅サービス等基準第104条の3第2項各号に掲げる記録
- (3) 共生型短期入所生活介護 指定居宅サービス等基準第140条の15において読み替えて準用する指定居宅サービス等基準第139条の2第2項各号に掲げる記録

第7条第3号中「第38条」を「第34条まで、第35条から第38条」に改め、同条第5号中「第64条」を「第64条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号。以下「平成30年改正省令」という。）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成30年改正省令第1条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第84条から第86条まで及び第89条第3項」に改め、同条第6号中「第36条の2」を「第34条まで、第35条から第36条の2」に改め、同条第9号及び第10号中「第38条」を「第34条まで、第35条から第38条」に改め、同条第13号中「附則第13条」を「附則第13条、第14条及び第16条」に、「第38条」を「第34条まで、第35条から第38条」に改め、同条第14号中「附則第13条」を「附則第13条、第15条及び第16条」に、「第38条」を「第34条まで、第35条から第38条」に改め、同条第15号及び第16号中「第33条」を「第33条、第34条、第35条」に改める。

第8条第3号中「及び第30条から」を「、第30条から第34条まで及び第35条から」に改め、同条第6号中「第36条の2」を「第34条まで、第35条から第36条の2」に改め、同条第9号、第10号、第13号及び第14号中「第38条」を「第34条まで、第35条か

ら第38条」に改め、同条第15号及び第16号中「第33条」を「第33条、第34条、第35条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

等を定める条例 (抄)

(基準該当居宅サービスに関する基準)

第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準該当居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 基準該当訪問入浴介護 (指定居宅サービス等基準第55条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等基準第55条から第57条まで並びに指定居宅サービス等基準第58条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から**第34条まで**、第35条まで、第36条 (第5項及び第6項を除く。)、第36条の2から第38条まで、第44条、第48条 (第1項を除く。)、第49条から第51条まで、第52条第1項、第53条及び第53条の2第1項

(3) 基準該当通所介護 (指定居宅サービス等基準第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等基準第106条から第108条まで並びに指定居宅サービス等基準第109条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から**第34条まで**、第35条まで、第36条 (第5項及び第6項を除く。)、第36条の2、第38条、第52条第1項、第92条、第96条 (第1項を除く。)、第97条から第104条の2まで及び第104条の3第1項並びに平成27年改正省令附則第4条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第106条第1項第3号及び第7項並びに第108条第4項

(4) 基準該当短期入所生活介護 (指定居宅サービス等基準第140条の26に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等基準第140条の26から第140条の31まで並びに指定居宅サービス等基準第140条の32において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から**第34条まで**、第35条まで、第36条 (第5項及び第6項を除く。)、第36条の2から第38条まで、第52条第1項、第101条、第103条、第104条、第120条、第125条、第126条、第127条 (第1項を除く。)、第128条から第139条まで及び第139条の2第1項

(5) 基準該当福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第205条の2第1項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第205条の2並びに指定居宅サービス等基準第206条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第33条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで、第52条第1項、第101条第1項及び第2項、第193条、第195条、第196条、第197条（第1項を除く。）、第198条から第204条まで及び第204条の2第1項

（基準該当居宅サービスに係る管理者の責務）

第4条 基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「基準該当居宅サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる基準該当居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(1) 省 略

(2) 基準該当訪問入浴介護 指定居宅サービス等基準第58条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第34条まで、第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで、第48条（第1項を除く。）、第49条から第51条まで、第53条及び第53条の2第1項

(3) 基準該当通所介護 指定居宅サービス等基準第109条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第34条まで、第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2、第38条、第96条（第1項を除く。）、第97条から第104条の2まで及び第104条の3第1項

(4) 基準該当短期入所生活介護 指定居宅サービス等基準第140条の31並びに指定居宅サービス等基準第140条の32において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から第34条まで、第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで、第101条、第103条、第104条、第125条、第126条、第127条（第1項を除く。）、第128条から第139条まで及び第139条の2第1項

(5) 基準該当福祉用具貸与 指定居宅サービス等基準第206条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第33条から第34条まで、第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで、第101条、

第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第36条の2から第38条まで、第101条、

条第1項及び第2項、第197条（第1項を除く。）、第198条から第204条まで及び第204条の2第1項

（法第70条第2項第1号の条例で定める者等）

第6条 省 略

（共生型居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第6条の2 法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同項第2号の指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条及び第6条の4に定めるもののほか、指定居宅サービス等基準第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる共生型居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 共生型訪問介護（指定居宅サービス等基準第39条の2に規定する共生型訪問介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第39条の2並びに指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する指定居宅サービス等基準第4条、第5条（第1項を除く）、第6条、第8条から第27条まで、第28条第1項及び第3項、第29条から第38条まで並びに第39条第1項
- (2) 共生型通所介護（指定居宅サービス等基準第105条の2に規定する共生型通所介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第105条の2並びに指定居宅サービス等基準第105条の3において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第34条まで、第35条から第36条の2まで、第38条、第52条第1項、第92条、第94条、第95条第4項、第96条から第104条の2まで及び第104条の3第1項
- (3) 共生型短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第140条の14に規定する共生型短期入所生活介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第140条の14並びに指定居宅サービス等基準第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から第34条まで、第35条から第38条まで、第52条第1項、第101条、第103条、第104条、第120条、第122条、第125条から第139条まで及び第139条の2第1項

（共生型居宅サービスに係る管理者の責務）

第6条の3 共生型居宅サービスの事業を行う者（以下「共生型居宅サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる共生型居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 共生型訪問介護 指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第27条まで、第28条第3項、第29条から第38条まで及び第39条第1項

(2) 共生型通所介護 指定居宅サービス等基準第105条の3において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第34条まで、第35条から第36条の2まで、第38条、第96条から第104条の2まで及び第104条の3第1項

(3) 共生型短期入所生活介護 指定居宅サービス等基準第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から第34条まで、第35条から第38条まで、第101条、第103条、第104条、第125条から第139条まで及び第139条の2第1項

(共生型居宅サービスに係る記録の整備)

第6条の4 共生型居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる共生型居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する共生型居宅サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 共生型訪問介護 指定居宅サービス等基準第39条第2項各号に掲げる記録

(2) 共生型通所介護 指定居宅サービス等基準第105条の3において読み替えて準用する指定居宅サービス等基準第104条の3第2項各号に掲げる記録

(3) 共生型短期入所生活介護 指定居宅サービス等基準第140条の15において読み替えて準用する指定居宅サービス等基準第139条の2第2項各号に掲げる記録

(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第7条 法第74条第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、指定居宅サービス等基準第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1)-(2) 省 略

(3) 指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第59条から第73条まで及び第73条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第74条において準用する指定居宅サービス等基準第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第30条から第34条まで、第35条から第38条まで及び第52条第1項

(4) 省 略

(5) 指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス等基準第84条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第84条から第90条まで及び第90条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第91条において準用する指定居宅サービス等基準第8条か

ら第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第26条、第30条から第33条まで、第35条から第38条まで、第52条第1項及び第64条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号。以下「平成30年改正省令」という。）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成30年改正省令第1条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第84条から第86条まで及び第89条第3項

(6) 指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第92条から第104条の2まで及び第104条の3第1項並びに指定居宅サービス等基準第105条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第34条まで、第35条から第36条の2まで、第38条及び第52条第1項並びに平成27年改正省令附則第4条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準第93条第1項第3号及び第8項並びに第95条第4項

(7)-(8) 省 略

(9) 指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第140条の2に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 指定居宅サービス等基準第120条から第123条まで、第124条（第7項第1号を除く。）、第125条から第139条まで及び第139条の2第1項並びに附則第3条（指定居宅サービス等基準第124条第7項第1号に係る部分を除く。）並びに指定居宅サービス等基準第140条において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から第34条まで、第35条から第38条まで、第52条第1項、第101条、第103条及び第104条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号。以下「平成15年改正省令」という。）附則第4条

(10) 指定短期入所生活介護（ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係るものに限る。） 指定居宅サービス等基準第121条、第122条、第140条の2、第140条の3、第140条の4（第7項第1号を除く。）及び第140条の5から第140条の12まで並びに指定居宅サービス等基準第140条の13において準用する指定居宅サービス等基準第125条、第126条、第129条、第132条から第134条まで、第136条、第139条及び第139条の2第1項並びに指定居宅サービス等基

準第140条の13において準用する指定居宅サービス等基準第140条において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から**第34条まで、第35条から**第38条まで、第52条第1項、第103条及び第104条並びに平成15年改正省令附則第3条及び第4条

(11)－(12) 省 略

(13) 指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を除く。） 指定居宅サービス等基準第174条から第179条まで、第181条から第191条の2まで及び第191条の3第1項並びに附則第13条、**第14条及び第16条**並びに指定居宅サービス等基準第192条において準用する指定居宅サービス等基準第11条、第12条、第21条、第26条、第32条から**第34条まで、第35条から**第38条まで、第51条、第52条第1項、第103条、第104条及び第132条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第33号。以下「平成18年改正省令」という。）附則第2条

(14) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 指定居宅サービス等基準第192条の2から第192条の10まで及び第192条の11第1項並びに附則第13条、**第15条及び第16条**並びに指定居宅サービス等基準第192条の12において準用する指定居宅サービス等基準第11条、第12条、第21条、第26条、第32条から**第34条まで、第35条から**第38条まで、第51条、第52条第1項、第103条、第104条、第179条、第181条から第184条まで、第187条、第188条及び第190条から第191条の2まで並びに平成18年改正省令附則第2条及び第5条

(15) 指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第193条から第204条まで及び第204条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第205条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第19条まで、第21条、第26条、第33条、**第34条、第35条**から第38条まで、第52条第1項並びに第101条第1項及び第2項

(16) 指定特定福祉用具販売（指定居宅サービス等基準第207条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第207条から第214条の2まで及び第215条第1項並びに指定居宅サービス等基準第216条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条、第31条、第33条、**第34条、第35条**か

ら第38条まで、第52条第1項、第101条第1項及び第2項、第198条、第200条から第202条まで並びに第204条

(指定居宅サービスに係る管理者の責務)

第8条 指定居宅サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(1)－(2) 省 略

(3) 指定訪問看護 指定居宅サービス等基準第63条から第73条まで及び第73条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第74条において準用する指定居宅サービス等基準第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条及び第30条から第34条まで及び第35条から第38条まで

(4)－(5) 省 略

(6) 指定通所介護 指定居宅サービス等基準第96条から第104条の2まで及び第104条の3第1項並びに指定居宅サービス等基準第105条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第34条まで、第35条から第36条の2まで及び第38条

(7)－(8) 省 略

(9) 指定短期入所生活介護（ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係るものを除く。）

指定居宅サービス等基準第125条から第139条まで及び第139条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第140条において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から第34条まで、第35条から第38条まで、第101条、第103条及び第104条

(10) 指定短期入所生活介護（ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係るものに限る。）

指定居宅サービス等基準第140条の6から第140条の12まで並びに指定居宅サービス等基準第140条の13において準用する指定居宅サービス等基準第125条、第126条、第129条、第132条から第134条まで、第136条、第139条及び第139条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第140条の13において準用する指定居宅サービス等基準第140条において準用する指定居宅サービス等基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から第34条まで、第35条から第38条まで、第103条及び第104条

(11)－(12) 省 略

- (13) 指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。） 指定居宅サービス等基準第178条、第179条、第181条から第191条の2まで及び第191条の3第1項並びに指定居宅サービス等基準第192条において準用する指定居宅サービス等基準第11条、第12条、第21条、第26条、第32条から**第34条まで**、**第35条から**第38条まで、第51条、第103条、第104条及び第132条
- (14) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 指定居宅サービス等基準第192条の7から第192条の10まで及び第192条の11第1項並びに指定居宅サービス等基準第192条の12において準用する指定居宅サービス等基準第11条、第12条、第21条、第26条、第32条から**第34条まで**、**第35条から**第38条まで、第51条、第103条、第104条、第179条、第181条から第184条まで、第187条、第188条及び第190条から第191条の2まで
- (15) 指定福祉用具貸与 指定居宅サービス等基準第197条から第204条まで及び第204条の2第1項並びに指定居宅サービス等基準第205条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第19条まで、第21条、第26条、第33条、**第34条**、**第35条**から第38条まで並びに第101条第1項及び第2項
- (16) 指定特定福祉用具販売 指定居宅サービス等基準第211条から第214条の2まで及び第215条第1項並びに指定居宅サービス等基準第216条において準用する指定居宅サービス等基準第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条、第31条、第33条、**第34条**、**第35条**から第38条まで、第101条第1項及び第2項、第198条、第200条から第202条まで並びに第204条